

石岡市公共施設自動販売機設置事業者募集要項

1 趣旨

本件は、石岡市の公共施設におけるスペースの有効活用および来庁者の利便性向上の観点から、自動販売機（以下「自販機」という。）を設置および運営できる事業者の募集を行い、一般競争入札により、設置事業者を決定するものです。

設置を希望する場合は、「石岡市公共施設自動販売機設置事業者募集要項」（以下、「募集要項」という）、「石岡市公共施設自動販売機設置場所貸付に関する仕様書（以下、「仕様書」という）」および現地をご確認のうえ、応募してください。

また、入札参加資格等、入札に関することは石岡市告示第89号（以下、「告示書」という）によります。

2 公募の内容

（1）施設使用形態

本件は地方自治法238条の4第2項第4号の規定に基づく、「行政財産の貸付け」を行うものであり、貸付方法は賃貸借契約によるものとします。

（2）入札物件

全17件

別紙「入札物件一覧」の物件番号ごとに、一般競争入札により、自販機の設置事業者を決定します。なお、各物件の最低貸付料（年額・税抜）は、別紙「入札物件一覧」のとおりです。

（3）貸付期間

別紙「入札物件一覧」のとおり

※賃貸借期間の延長や契約の更新はありません。

（4）その他

①物件番号に係る設置場所（以下「貸付物件」という。）ごとに、自販機1台（外形寸法以下のもの）のみ設置できるものとします。

②回収ボックスの設置については、仕様書の「7 管理責任」によります。なお、回収ボックスの設置方法の詳細については、施設管理者と協議のうえ、決定するものとします。

③最低貸付料には、電気料金等の光熱水費は含まれないものとします。なお、電気料金については仕様書の「6 設置条件」によります。

3 入札参加申込書等の提出

申込みに当たっては、告示書・仕様書・本募集要項を熟読し、契約の条件、現地の状況等や申請に必要な書類を御自身で確認の上、お申込みください。

なお、告示書記載の受付期間は、閉序日、土曜日、日曜日及び休日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

（1）参加資格

告示書の「2 参加資格」によります。

（2）入札参加申込書等の提出場所及び応募申込期間

【提出方法】

郵送又は持参（郵送の場合は、書留郵便とし、受付期限までに必着とします。）

また、持参の場合は、事前に下記問い合わせ先に連絡のうえ来庁日時を明らかにし、市担当者の了承を得ること。事前連絡のない持参による参加申請は受付できない場合があります。）

【受付期間】

令和8年2月4日（水）から令和8年2月17日（火）まで

【提出書類】

告示書の「5 入札参加手続」によります。

4 入札方法等

①入札は、郵便入札とします。

入札書は、郵送により提出してください。

（郵送は、書留郵便とし、受付期限までに必着とします。）

入札書は、令和8年2月24日（火）必着とします。

②入札書は、物件番号ごとに作成し、提出してください。

③封筒は任意の二重封筒とし、中封筒（入札書を入れる封筒）、外封筒（中封筒を入れる封筒）の「封筒記載例」を参照してください。複数の物件の入札に参加する場合は、案件毎に中封筒を作成し、1つの外封筒に入れてください。

④入札書（様式7）に、貸付料（単位：円、年額、税抜）を整数で記載してください。

⑤入札書は、封筒に入れて密封し、件名、場所及び所在地、会社名、代表者名を表記してください。

⑥入札参加者が1者である場合においても、原則入札を執行します。

⑦入札回数は1回とします。

5 入札の無効

告示書の「5 入札参加手続」によります。

6 開札の日時等

日 時 令和8年2月26日（木）午前10時から

場 所 石岡市役所本庁舎 2階 204会議室（石岡市石岡一丁目1番地1）

※入札参加者及びその代理人（様式5「入札（開札）立会い希望申請書」の事前提出が

必要）は開札に立ち合うことができます。

7 落札者の決定

落札者は、告示書「3 選定方法」に記載する、市が設定する最低貸付料以上で最高の額を提示した者とします。

また、落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

8 契約の締結等

- ①落札決定日から7日以内（落札決定日は含まない。）、市指定の公有財産賃貸借契約書により契約を締結します。
- ②正当な理由なくして、指定の期日までに契約を締結しない場合は、契約を締結しないものとみなし、落札は無効となります。
- ③契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担となります。
- ④賃貸借契約は、入札参加者名義で行います。

9 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当するときは、設置事業者としての決定を取り消します。

- ①提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- ②落札の決定から契約締結までの間に、資金事情の変化等により、業務の履行が困難であると市が判断したとき。
- ③著しく社会的信用を損なう行為により、設置事業者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- ④設置事業者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

10 その他

事情により予告なく公募の変更又は、取りやめる場合があります。参加者又は参加しようとする者が損失を受けても、石岡市は補償の責めを負いません。

本募集要項に関する問合せ先は、次のとおりです。

石岡市 財務部 ふるさと納税・財産活用課

住 所 〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

電 話 0299-23-7294（課直通）

F A X 0299-23-1184

E-mail furusato-zaisan@city.ishioka.lg.jp

物件に関する問合せ先は、次のとおりです。

別紙「入札物件一覧」に記載の所管課まで問合せください。